

## 独立行政法人勤労者退職金共済機構節電実行計画

### 1 基本の方針

独立行政法人勤労者退職金共済機構は、「夏期の電力需給対策について」（平成23年5月13日電力需給緊急対策本部決定）、「厚生労働省節電実行計画」等に基づき、実効ある節電対策を講じることにより、ピーク期間・ピーク時間帯（※）における使用最大電力について基準電力値（kw）に比して可能な限り25%程度の抑制を目指すとともに、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

※平成23年7月～9月（平日）の9時～20時

### 2 節電対策の概要

#### （1）庁舎における電力使用の抑制

##### ① 照明の抑制

執務室の蛍光灯を一部撤去する。昼間におけるエレベーターホール、トイレ等は消灯する。昼休み時間中は執務室も全面消灯する。

##### ② 空調機器の使用抑制

冷房の稼働方法の見直しにより、稼働初期の使用最大電力をピーク時間帯（9時～20時）以前へシフトさせ、定常運転において抑制運転を行う。また冷房の設定温度28度を徹底し、扇風機を併用する。熱中症の予防や対策の周知を行う。

##### ③ エレベーター使用の抑制

本館のエレベーター2機のうち1機は停止する。稼働させるエレベーターについても台車を必要とする荷物を移動させる場合等真に必要な場合を除いて原則として使用禁止とし、近隣階への階段利用を奨励する。

##### ④ その他の抑制策

資料の印刷枚数を削減し、コピー機及びプリンターの使用を抑制する。昼休みや長時間離席する場合にはパソコンの電源を切ることを徹底する。使用するコーヒーマーカーや電気ポット等の集約化等を図る。冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。その他使用しない電気機器については、コンセントを抜き、待機電力の削減を図る。自動販売機の消灯を行う。

⑤ 電力使用量が高くなると見込まれる場合の措置

電力使用量が高くなると見込まれる場合には、これらの措置に加えて執務室の照明の消灯、複合機及びコピー機の稼働制限等の措置を行う。

(2) 会議の中止・開催時期の見直し

会議の開催を再検討し、中止又は時期の変更が可能なものは7月～9月以外の時期に開催する。

(3) 業務統計等の実施の変更

業務統計等システムを利用した集計のうち、実施時期の変更が可能なものは一部延期し、作業の効率化を図る。

(4) 職員の勤務形態の変更

① 時間外勤務の削減、長期休暇の取得促進、早出遅出勤務の奨励

業務の効率化や業務負担の平準化により時間外勤務を削減する。また週2日のノー残業デーを設定する（18時消灯）。職員の長期休暇の取得を促進する。早出遅出勤務の利用条件を緩和し、早出遅出勤務を奨励する。

② 平日における閉庁

職員の休暇の一斉取得の促進等により、8月について月2日閉庁し、電力使用を抑制する。（ただし緊急の相談や来訪者への相談対応は行う。）

(5) 使用電力の監視システムの導入

30分単位の使用電力を監視できるよう電力会社からデータの提供を受け、目標値を超過する可能性が生じた場合には（1）の⑤の措置により使用電力を抑制する。

3 進捗管理の実施

機構に総務部長を本部長とし、各部長をメンバーとする「独立行政法人勤労者退職金共済機構節電対策本部」を設置し、各部署における節電対策の取組状況を把握し、必要に応じて節電対策のアドバイスをを行い、本計画の進捗を管理する。

4 入居団体への依頼

機構ビルの入居団体についても、本計画の趣旨を踏まえた取組が行われるよう要請を行う。